

○ 委員長報告

6月定例本会議で報告された農林水産委員長報告は、以下のとおりです。

令和8年6月定例会

農林水産委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、麦産地生産性向上支援事業についてであります。

このことについて一部の委員から、県内の麦生産の現状と、本事業の内容はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、本県の昨年産麦の生産面積は2,062ha、生産量は6,870tであり、うち、はだか麦は1,740ha、5,700tで、39年連続で日本一の生産量を誇っている。

麦の作柄は天候の影響を大きく受けるため、近年の気候変動により、生産量や品質が不安定になることが課題であり、地域の関係者が連携して生産環境に適した施肥や防除体系の構築等に取り組み、収量や品質等を確保していくことが重要と考えている。

本事業は、気候変動に適応した栽培技術導入や施肥・防除体系構築など、地域ぐるみで生産性向上に取り組む生産者を支援するものである。引き続き、日本一の産地として次世代に継承できるよう、関係者と連携して県産麦の生産・供給体制の強化に取り組んでいきたい旨の答弁がありました。

第2点は、紅プリンセスについてであります。

このことについて一部の委員から、紅プリンセスを称する苗木の流出疑義事案の経緯はどうか、また、今後どのように対応していくのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、紅プリンセスは、国内のほか中国等で品種登録出願を行い、苗木の販売を許諾事業者に限定した上で量販店での販売を禁止する等の対策を講じてきたが、紅プリンセスを称する苗木等が中国で販売されていることを、国の調査事業等を通じて把握したものである。

これを受け、先月22日に、侵害実態の把握や、調査結果を踏まえた今後の対応への支援、種苗法改正法案の早期成立や育成者権管理機関の早期設立等について緊急要望を行い、農林水産大臣からは本県と連携して対応する旨の回答が

あったところである。今後は、国や専門家の協力も得ながら実態把握を進め、適切に対応していきたい旨の答弁がありました。

第3点は、シロアマダイの一大産地化プロジェクトについてであります。

このことについて一部の委員から、シロアマダイの種苗生産の状況と今後の見込みはどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、シロアマダイの種苗生産については、昨年度から取り組んでおり、初年度は数百尾の生産にとどまったが、今年度は、約1万2千尾を生産し、先月29日に、漁業者とともに伊方町の沖合いに稚魚約1万尾を放流したところである。

シロアマダイは、健康状態が良好な親魚から採卵を行わなければ種苗生産ができないという課題があり、今年度は、水深の深くに生息している親魚を確保する際に、急激な水圧の変化で弱ることのないよう丁寧に釣り上げるなどの改善を図ったところである。来年度は、5万尾を目標に種苗生産を行うこととしており、引き続き、栽培資源研究所において、技術開発を進め、安定生産に向けて取り組んでいきたい旨の答弁がありました。

このほか、

- ・農業経営体の育成支援
- ・農地中間管理事業
- ・新規就農者の確保・育成
- ・ひめの凜の栽培等の現状
- ・宇和海における赤潮・貝毒の発生

などについても、論議があったことを付言いたします。

以上で報告を終わります。